

自家用有償旅客運送の更新登録の申請について

1 概要

自家用自動車（公用車）を用いて有償旅客運送を行うにあたっては、道路運送法第79条の規定に基づき、国土交通大臣の行う登録を受けなければならないが、同法第79条の3の規定により受けている津市の登録有効期間が令和2年9月30日までとなっているため、同法第79条の6の規定に基づき、有効期間の更新の登録を受けるべく、国土交通大臣に申請を行うものである。

2 対象となる路線（15路線）

（久居地域）

- ・稲葉ルート
- ・稲葉ふれあい会館ルート
- ・榊原ルート
- ・野村ルート
- ・桃園ルート

（河芸地域）

- ・河芸循環北ルート
- ・河芸循環南ルート

（芸濃地域）

- ・芸濃循環明ルート
- ・芸濃循環安西ルート
- ・芸濃循環雲林院ルート
- ・芸濃循環河内ルート

（安濃地域）

- ・明合ルート
- ・安濃ルート
- ・草生ルート

（美杉地域）

- ・逢坂・飼坂ルート

道路運送法（抜粋）

（登録）

第79条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

（登録の実施）

第79条の3 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を自家用有償旅客運送者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

- 一 前条第1項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

（登録の更新の登録）

第79条の6 第79条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

三運輸第 7 3 9 号

自家用有償旅客運送者登録証

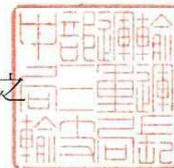
道路運送法第 7 9 条の 3 の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号
中三市交第 1 号
2. 登録の有効期間
平成 2 9 年 1 0 月 1 日から令和 2 年 9 月 3 0 日まで
3. 名称及び住所並びに代表者名
津市
津市西丸之内 2 3 番 1 号
津市長 前葉 泰幸
4. 自家用有償旅客運送の種別
市町村運営有償運送 (交通空白輸送)
5. 路線
別紙のとおり
6. 登録に付す条件
運送は「市町村運営有償運送の登録に関する審査基準について (平成 1 8 年 9 月 2 9 日付け三運支局公示第 7 号)」の条件に適合し、地域公共交通会議の合意条件に従っていること。

令和元年 1 1 月 1 4 日

中部運輸局三重運輸支局長 小林 博之



別紙

路線

- 稲葉ルート
(榊原出張所～久居インターガーデン～久居総合支所前)
- 稲葉ふれあい会館ルート
(稲葉ふれあい会館～久居インターガーデン～久居総合支所前)
- 榊原ルート
(八知山～久居インターガーデン～久居総合支所前)
- 榊原ルート (安子公会所)
(久居総合支所前～久居インターガーデン～安子公会所)
- 野村ルート
(久居総合支所前～久居インターガーデン～久居総合支所前)
- 桃園ルート
(木造7区集会所～久居インターガーデン～久居総合支所前)
- 河芸循環北ルート
(河芸総合支所～三行公民館～河芸総合支所)
- 河芸循環南ルート
(河芸総合支所～一色中央～河芸総合支所)
- 芸濃循環明ルート
(芸濃総合支所～(明)～芸濃総合支所)
- 芸濃循環明ルート (学童保育所前)
(芸濃総合支所～(明)学童保育所前～芸濃総合支所)
- 芸濃循環安西ルート
(芸濃総合支所～(安西)～芸濃総合支所)
- 芸濃循環雲林院ルート
(芸濃総合支所～(雲林院)～芸濃総合支所)
- 芸濃循環河内ルート
(芸濃総合支所～(河内)～芸濃総合支所)
- 明合ルート
(サンヒルズ安濃～(明合)～サンヒルズ安濃)
- 明合ルート (明合団地)
(サンヒルズ安濃～(明合)～明合団地)
- 安濃ルート
(サンヒルズ安濃～(安濃)～サンヒルズ安濃)
- 草生ルート
(サンヒルズ安濃～(草生)～サンヒルズ安濃)
- 逢坂・飼坂ルート (飯垣内・クリニック北)
(飯垣内～伊勢奥津駅前～津市家庭医療クリニック北)
- 逢坂・飼坂ルート (丹生俣・総合支所前)
(丹生俣～伊勢奥津駅前～美杉総合支所前)
- 逢坂・飼坂ルート (総合支所前・奥津駅前)
(美杉総合支所前～逢坂～伊勢奥津駅前)

様式第 1 - 2 号

令和 2 年 月 日

中部運輸局 三重運輸支局長 殿

名 称 津市
住 所 三重県津市西丸之内 2 3 番 1 号
代表者の氏名 津市長 前葉 泰幸 印

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 7 9 条の 6 及び同法施行規則第 5 1 条の 1 0 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 津市
住 所 三重県津市西丸之内 2 3 番 1 号
代表者の氏名 津市長 前葉 泰幸

2. 登録番号

中三市交第 1 号

3. 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送（交通空白輸送）

4. 路線又は運送の区域

(1) 路線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1	榊原出張所	久居インターガーデン	久居総合支所前	2 1 . 7
2	稲葉ふれあい会館	久居インターガーデン	久居総合支所前	2 1 . 6
3	八知山	久居インターガーデン	久居総合支所前	2 6 . 1
4	久居総合支所前	久居インターガーデン	安子公会所	2 7 . 7
5	久居総合支所前	久居インターガーデン	久居総合支所前	1 3 . 3
6	木造 7 区集会所	久居インターガーデン	久居総合支所前	2 6 . 7
7	河芸総合支所	三行公民館	河芸総合支所	1 8 . 9
8	河芸総合支所	一色中央	河芸総合支所	2 2 . 5
9	芸濃総合支所	(明)	芸濃総合支所	1 8 . 2
10	芸濃総合支所	(明) 学童保育所前	芸濃総合支所	1 7 . 8
11	芸濃総合支所	(安西)	芸濃総合支所	1 5 . 9

12	芸濃総合支所	(雲林院)	芸濃総合支所	20.5
13	芸濃総合支所	(河内)	芸濃総合支所	29.4
14	サンヒルズ安濃	(明合)	サンヒルズ安濃	15.9
15	サンヒルズ安濃	(明合)	明合団地	18.1
16	サンヒルズ安濃	(安濃)	サンヒルズ安濃	15.8
17	サンヒルズ安濃	(草生)	サンヒルズ安濃	19.9
18	飯垣内	伊勢奥津駅前	津市家庭医療クリニック北	14.6
19	丹生俣	伊勢奥津駅前	美杉総合支所前	20.7
20	美杉総合支所前	逢坂	伊勢奥津駅前	7.5

(2) 運送の区域

区 域	備 考

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
久居総合支所	津市久居新町3006番地
河芸総合支所	津市河芸町浜田808
芸濃総合支所	津市芸濃町棕本6141-1
安濃総合支所	津市安濃町東観音寺483
美杉総合支所	津市美杉町八知5580-2

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	保有区分	交通空白輸送			市 町 村 福 祉 輸 送						合 計 (軽)
		バス	普通自動車 (軽)	小 計	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	小 計 (軽)	
津市久居総合支所	保有	1	1 ()	2	()	()	()	()	()	()	2 ()
津市河芸総合支所	保有	2	3 ()	5	()	()	()	()	()	()	5 ()
津市芸濃総合支所	保有	1	2 ()	3	()	()	()	()	()	()	3 ()
津市安濃総合支所	保有	2	()	2	()	()	()	()	()	()	2 ()
津市美杉総合支所	保有		2 ()	2	()	()	()	()	()	()	2 ()
	合計	6	8 ()	14 ()	()	()	()	()	()	()	14 ()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

交通空白輸送	
福祉輸送	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
	ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

別添(津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例抜粋)のとおり

9. 添付書類

- (1) 路線図
- (2) 地域公共交通会議(又は協議会)において協議が調ったことを証する書類
- (3) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (4) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (5) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (6) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (7) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (8) 運送しようとする旅客の名簿(市町村福祉輸送を行う場合に限る。)
- (9) 登録証

令和 2 年 月 日

三重運輸支局長 殿

地域公共交通会議（又は協議会）において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議（又は協議会）を開催し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であるとの合意に至ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送（交通空白輸送）

2. 地域公共交通会議（又は協議会）の名称及び対象市町村
（名 称）津市地域公共交通活性化協議会

（対象市町村）津市

3. 地域公共交通会議（又は協議会）にて合意に至った年月日
令和 2 年 月 日4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名
（名 称）津市

（住 所）三重県津市西丸之内 2 3 番 1 号

（代表者）前葉 泰幸

5. 合意の内容

（1）路線又は運送の区域

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1	榊原出張所	久居インターガーデン	久居総合支所前	2 1 . 7
2	稲葉ふれあい会館	久居インターガーデン	久居総合支所前	2 1 . 6
3	八知山	久居インターガーデン	久居総合支所前	2 6 . 1

4	久居総合支所前	久居インターガーデン	安子公会所	27.7
5	久居総合支所前	久居インターガーデン	久居総合支所前	13.3
6	木造7区集会所	久居インターガーデン	久居総合支所前	26.7
7	河芸総合支所	三行公民館	河芸総合支所	18.9
8	河芸総合支所	一色中央	河芸総合支所	22.5
9	芸濃総合支所	(明)	芸濃総合支所	18.2
10	芸濃総合支所	(明) 学童保育所前	芸濃総合支所	17.8
11	芸濃総合支所	(安西)	芸濃総合支所	15.9
12	芸濃総合支所	(雲林院)	芸濃総合支所	20.5
13	芸濃総合支所	(河内)	芸濃総合支所	29.4
14	サンヒルズ安濃	(明合)	サンヒルズ安濃	15.9
15	サンヒルズ安濃	(明合)	明合団地	18.1
16	サンヒルズ安濃	(安濃)	サンヒルズ安濃	15.8
17	サンヒルズ安濃	(草生)	サンヒルズ安濃	19.9
18	飯垣内	伊勢奥津駅前	津市家庭医療クリニック北	14.6
19	丹生俣	伊勢奥津駅前	美杉総合支所前	20.7
20	美杉総合支所前	逢坂	伊勢奥津駅前	7.5

6. その他特記事項

令和2年 月 日

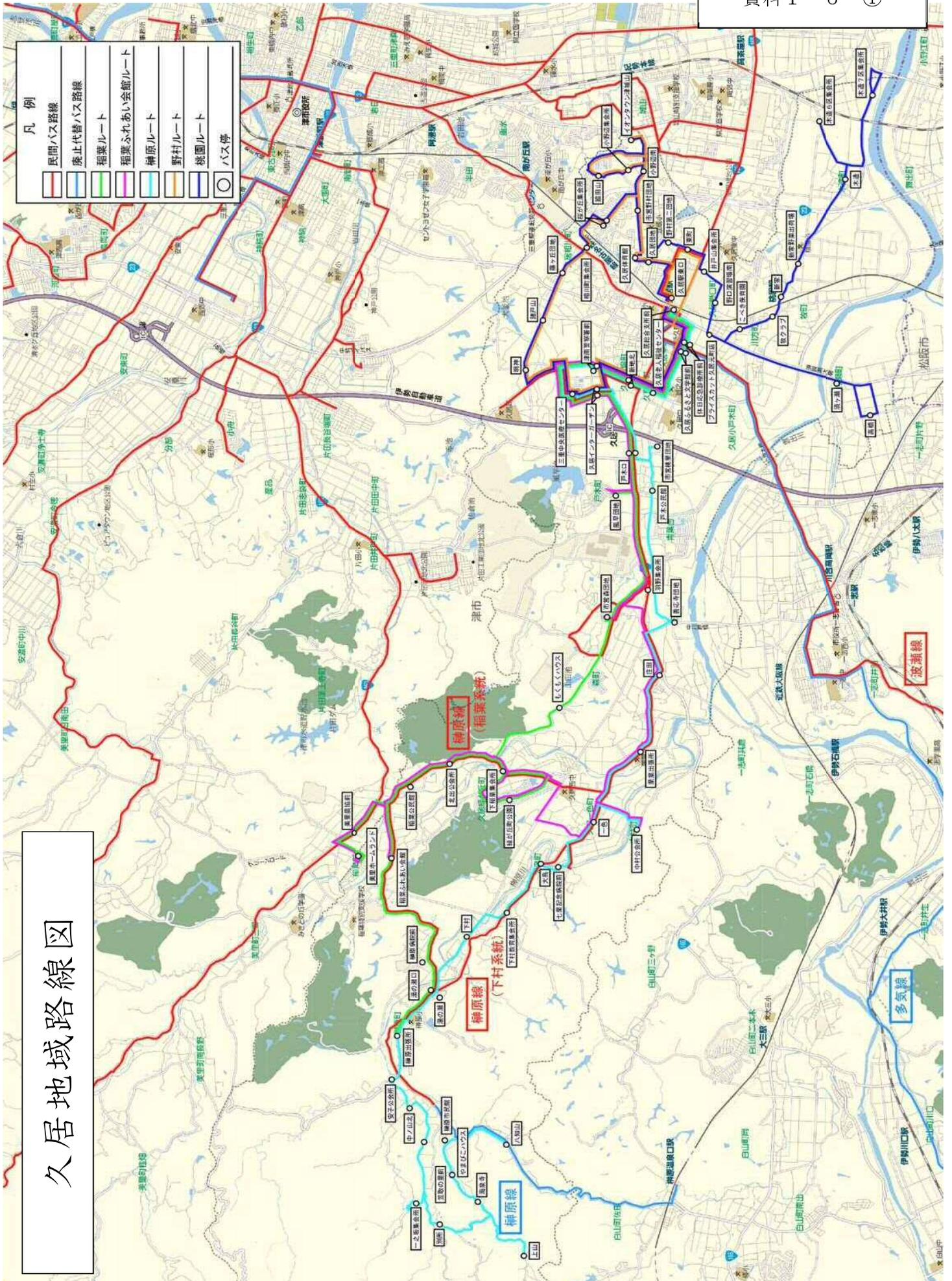
津市地域公共交通活性化協議会 会長 松本 幸正 印

■津市コミュニティバス使用車両一覧表

運営	主／予備	車両番号	車種	登録年月	乗車定員	所有者	車種	備考
久居	主	三重200さ1948	日野ポンチョ	平成25年 2月	27人	津市	路線バス	
	予備	三重300せ2073	トヨタグランビア	平成12年 1月	8人	津市	普通自動車	
河芸	主	三重200さ2959	日野ポンチョ	令和 2年 2月	27人	津市	路線バス	
	主	三重800せ2362	トヨタレジアスエース	平成30年 2月	10人	津市	普通自動車	
	予備	三重502ね4578	日産NV200	平成25年 6月	7人	津市	普通自動車	
	予備	三重200さ2211	日産シビリアン	平成26年11月	26人	津市	路線バス	
	予備	三重34 な6421	トヨタハイエース	平成10年11月	10人	津市	普通自動車	
芸濃	主	三重301ひ5118	トヨタハイエース	平成26年12月	10人	津市	普通自動車	
	主	三重200さ1837	トヨタハイエースコミュニータ	平成24年 1月	15人	津市	路線バス	
	予備	三重300や2658	トヨタハイエース	平成18年 2月	10人	津市	普通自動車	
安濃	主	三重200さ2244	日野ポンチョ	平成27年 1月	27人	津市	路線バス	
	予備	三重200さ2283	日野ポンチョ	平成27年 3月	27人	津市	路線バス	
美杉	主	三重301ち2400	トヨタハイエース	平成22年 2月	10人	津市	普通自動車	
	予備	三重500ゆ8559	トヨタノア	平成15年 5月	8人	津市	普通自動車	

久居地域路線図

	民間バス路線
	廃止代替バス路線
	稲葉ルート
	稲葉ふれあい会館ルート
	神原ルート
	野村ルート
	桃園ルート
	バス停



河芸地域路線図

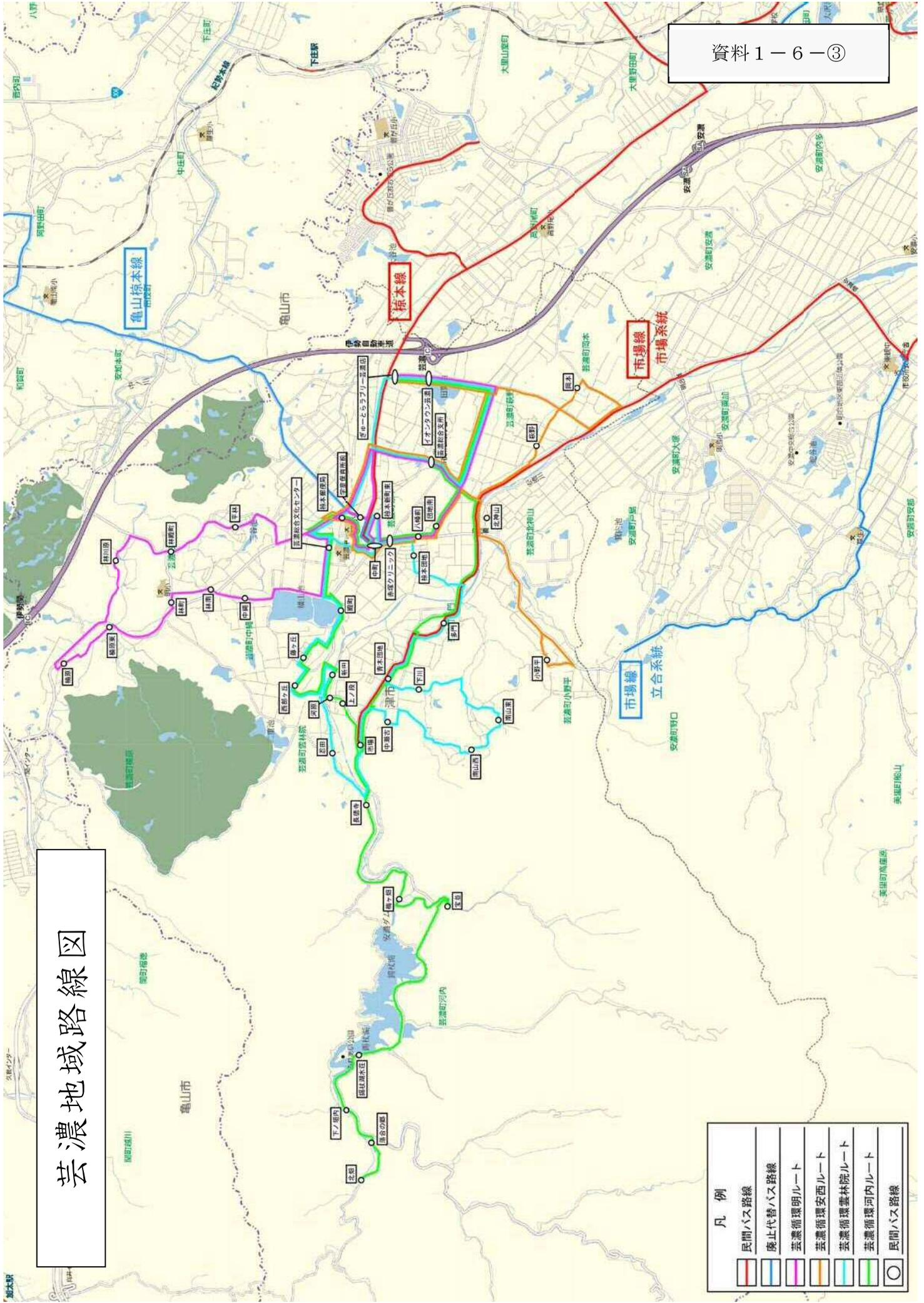
資料 1 - 6 - ②



凡例

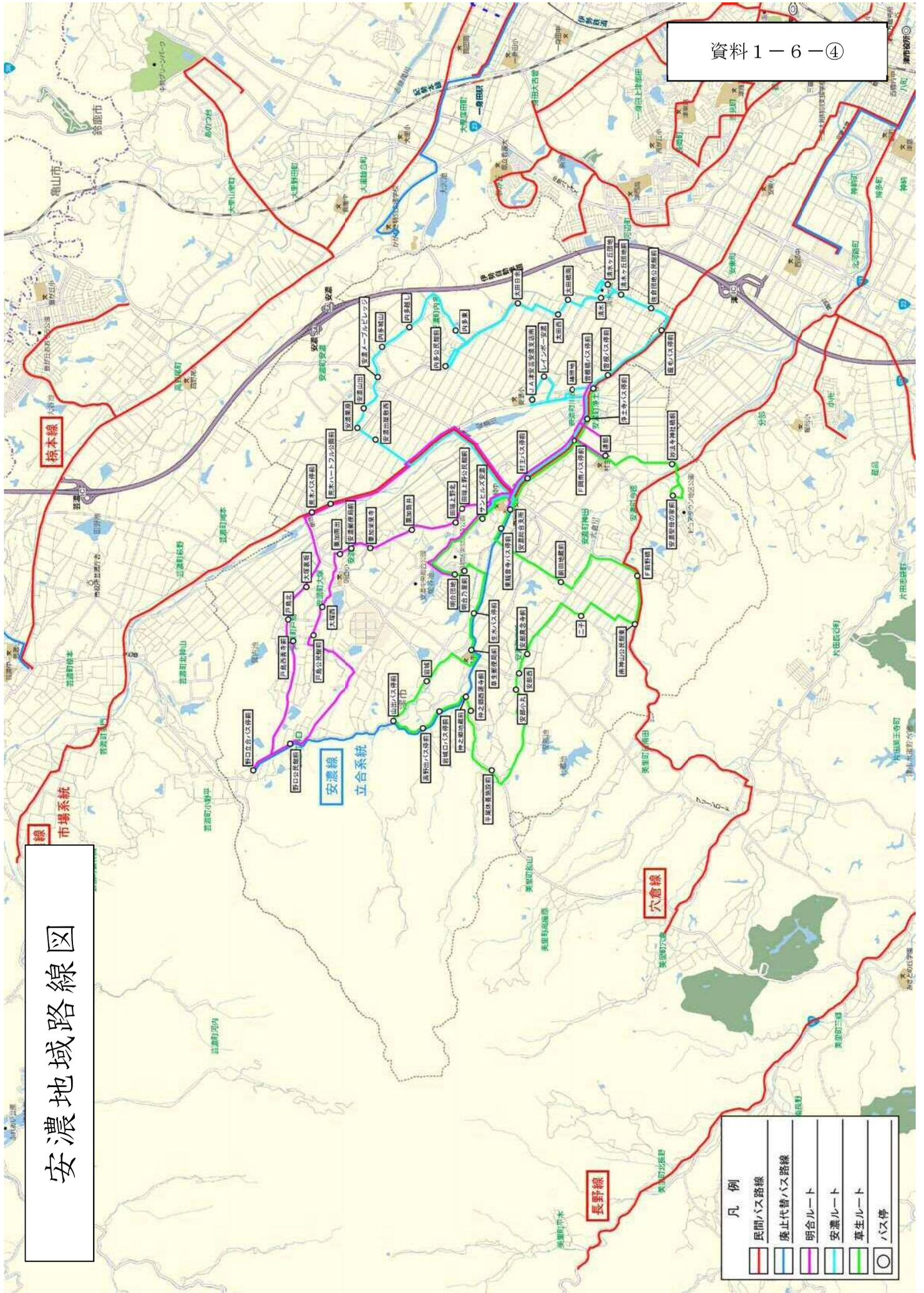
- 民間バス路線
- 廃止代替バス路線
- 河芸循環北ルート
- 河芸循環南ルート
- バス停

芸濃地域路線図



凡例	
	民間バス路線
	廃止代替バス路線
	芸濃循環明ルート
	芸濃循環安西ルート
	芸濃循環霊林院ルート
	芸濃循環河内ルート
	民間バス路線

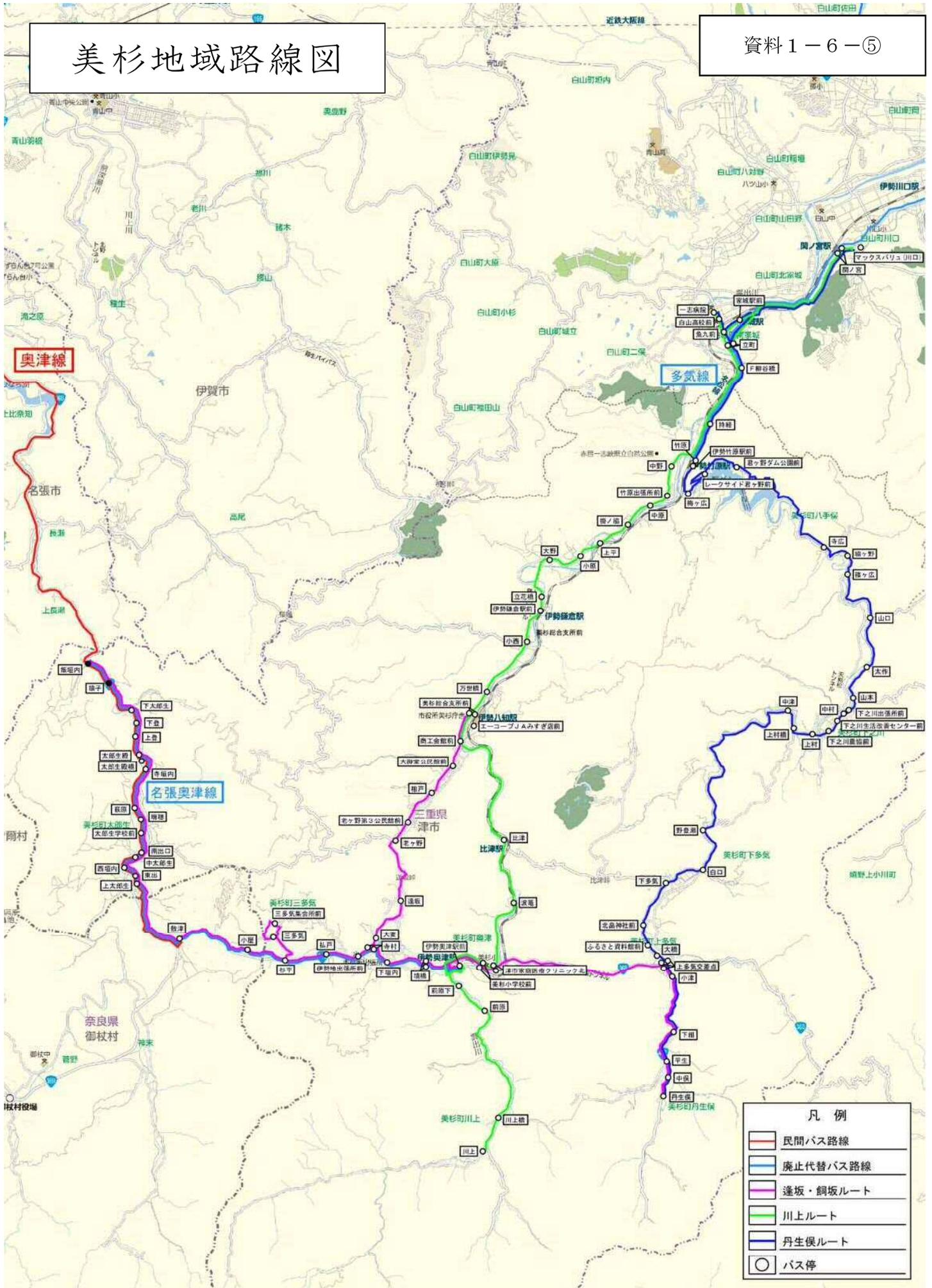
安濃地域路線図



- 凡例
- 民間バス路線
 - 廃止代替バス路線
 - 明合ルート
 - 安濃ルート
 - 草生ルート
 - バス停

美杉地域路線図

資料1-6-⑤



運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（ 津市 ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇〇	大型	2種
2				種
3				種
4				種
5				種
6				種
7				種
8				種

- ※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。
- ※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- ※ 福祉輸送を行うにあたり福祉自動車以外を使用して行う場合にあつては、施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

乗務者の就任承諾書 兼 就任予定乗務者名簿【福祉輸送を行う場合】

申請者（ ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その乗務する者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	資格の種類
1			
2			
3			

- ※ 施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

セダン型等の自動車を使用して、福祉輸送を行う場合であつて、施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備えない運転者が乗務する場合にあつては当該要件を備えた者を乗務させることが必要。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（ 津市 ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

令和 2 年 月 日

住 所 ○○県○○市○○町○-○○
氏 名 ○○ ○○

※ 乗車定員 11 以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 5 1 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体（申請者名）	津市（津市長 前葉 泰幸）
-------------	---------------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ ○○総合支所 ）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

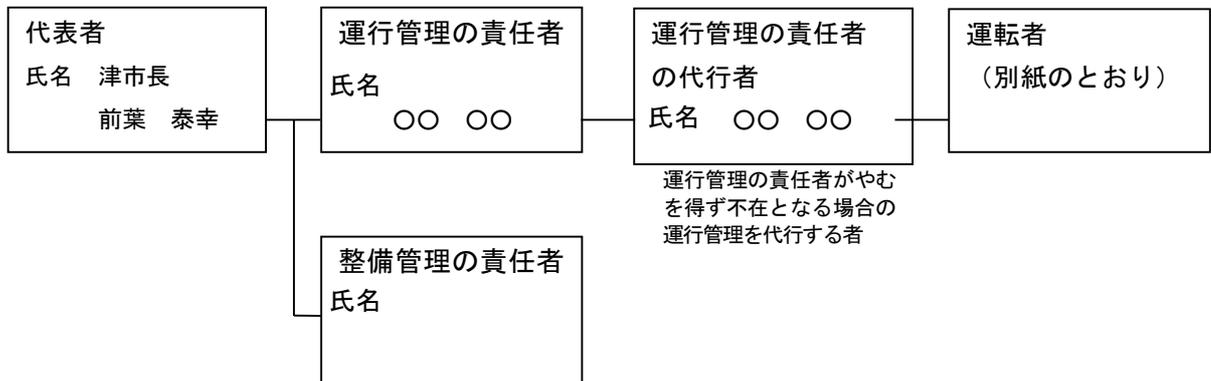
No	氏 名	住 所	資格の種類	委託
1				
2				
3				

- 乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 5 1 条の 1 7 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法 2 3 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 市町村運営有償運送にあつて運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。

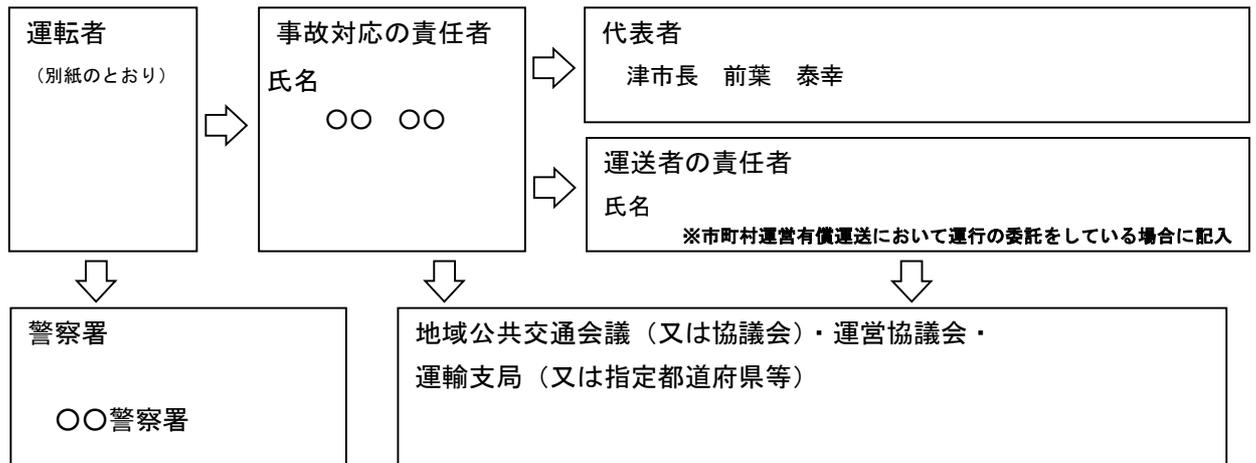
(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所
1		
2		
3		

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制

